

大正区人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大正区は、人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、大正区の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育や啓発、職員に対する人権研修の取組みや、差別事象への対応等について、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、大正区人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(協議事項)

第5条 委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 区の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関する事
- (2) 区における人権教育及び啓発の取組みに関する事
- (3) 区における職員に対する人権研修の取組みに関する事
- (4) 差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関する事
- (5) 差別のない安心・安全な職場環境の整備に関する事
- (6) その他、委員長が必要と認める事項に関する事

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、次のとおり処理する。

- (1) 職員研修に関する事 総務課
- (2) 区民に対する人権教育・啓発に関する事 地域協働課

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表

委員	総務課長
	区政企画担当課長
	地域協働課長
	防災防犯担当課長
	窓口サービス課長
	保健福祉課長
	こども・教育担当課長兼教育委員会事務局総務部大 正区教育担当課長
	生活支援担当課長